

令和2年4月8日

危機管理監

緊急事態措置コールセンターの設置について

新型コロナウイルス感染症に係る政府の緊急事態宣言を受け、この緊急事態措置に対する市民や事業者の皆様の疑問や不安に対応するため、この措置に対する堺市の対応やイベント・市施設の開設状況などにお答えする専用のコールセンターを開設します。

なお先に設置している「2. 健康相談窓口」や「3. 中小企業者への金融相談窓口」はこれまで通り継続します。

記

1. 緊急事態措置コールセンター相談窓口（新設）

- 受付相談内容：緊急事態措置に対する堺市の対応、イベント等の開催自粛、学校園の休校に関する事など
- 専用電話：072-228-7834、(FAX)：072-222-7339
※専用電話
- 開設日：令和2年4月8日（水）
- 受付時間：午前9時から午後8時（月曜～金曜）
午前9時から午後5時30分（土曜、日曜、祝日）
- その他：市職員による対応の他、チャットボットの設置を進める。

2. 新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）

- 受付相談内容：新型コロナウイルス感染症の受診に関する事。
- 専用電話：072-228-0239 (FAX)：072-222-9876
- 開設日：令和2年2月4日（火）より開設しています。
- 受付時間：午前9時から午後8時（月曜～金曜）
午前9時から午後5時30分（土曜、日曜、祝日）
上記以外の時間帯は、堺市役所時間外窓口（072-233-2800）経由で保健所職員に取り次ぐ。

3. 新型コロナウイルスに関連する金融相談窓口（(公財)堺市産業振興センター）

- 受付相談内容：新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者を対象に資金繰り等に関する事
- 電話：072-255-8484
- 開設日：令和2年2月7日（金）より開設しています。
- 受付時間：午前9時から午後5時15分（月曜～金曜）